

1 水先人指名制に係るトライアル事業の拡大

1年後の上限額見直しの際にトライアル事業の成果を反映

水先料金は平成20年4月1日より上限認可・届出制へと移行するとともに、併せて水先人指名制が導入された。しかしながら、こうした制度上の改正が行われたにもかかわらず、指名制は十分に機能していない状況で、また、料金の多様化等もなかったことから、当協会は改善に向けて、関係各方面への働きかけを行ってきた。また、政府の「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」においても、水先業務の新たな引き受けルール等について検討すべきことが盛り込まれた。そのような状況下、平成21年2月に交通政策審議会海事分科会船員部会水先小委員会(以下水先小委員会)が設置され、水先制度における指名制を有効に機能させ、水先料金の柔軟な設定を可能とするような新たなルールの形成に向けた審議が進められ、平成21年6月25日開催の第4回水先小委員会において、当面「指名制トライアル事業」を実施することが適当とする報告書が取りまとめられ、東京湾、伊勢三河湾、大阪湾、内海の4水先区で同事業が順次実施されている。(本誌2009年7月号P.17参照)

1. 指名制トライアル事業の進捗状況と拡大計画

同事業は2つの段階に分けて実施し、まず必要な基礎データを収集することを目的として、対象範囲を限定し、速やかに短期間で行う「第一段階」が平成21年7月より順次実施され、次いで対象をより一般化して行われる「第二段階」へと移行することとされ、同年12月には、新たな料金も含んだ事前指名契約に基づく業務も一部で始まった。なお、届出られた料金の概要は、トン数加算額に関し、4万総トンを超える6万総トン以下の部分については通常料金の3割引、6万総トンを超える部分について同4割引とされている。

しかしながら、第二段階の対象範囲は第一段階と同様で非常に限定期的なものであり、かつ今後の拡大スケジュールについても不透明であったため、当協会は同事業の推進に関連して、早急な対象船および対象水先区域の拡大とそのスケジュールの開示について、日本水先人会連合会に申し入れを行った。

同連合会は、当協会の申し入れに対し、4水先区におけるトライアル事業の対象船舶をまず平成22年2~3月までに4万総トン超の概ね50%(1万総トン以上の水先対象船舶の約15%)、同年9月までに4万総トン超のほぼ全船(同水先対象船舶の約30%)まで順次拡大するとの基本方針を決定した。また、2月1日には当協

会に対し、各水先区で検討された具体的な計画を提示の上、計画に沿って関係水先人会が真摯に推進を図ることを確認した旨の回答があった。さらに、2月4日に開催された第6回水先小委員会において、同計画を提示した。なお、これまでの実施状況は【別表1】の通りであり、小委員会以降に拡大時期が示されたものも含め、現時点の計画の概要は【別表2】の通りである。

2. 水先料金に係る上限額(自動認可額)の期限延長

現行の水先料金は、上限認可・届出制への移行に当たり、原価計算書等による個別審査を省略し、申請が出されれば自動的に認可する上限額(自動認可額)が、平成20年2月15日に公示されており、その際、今後、必要経費についての見直しが想定されること、水先料の引き下げに当たり、一部の水先区において激変緩和措置を講じていること等を考慮し、2年間の期限(平成22年3月31日まで)が付されている。このため、平成22年4月1日以降の上限額はあらためて定めることとされていた。

前述の第6回水先小委員会において、国土交通省は新たな水先料金制度の運用においては、指名制が機能し、水先人とユーザーの契約により水先料金の多様化が図られること、そしてそのような適切な市場環境が

【別表1】指名制トライアル事業の実施状況等

水先区	対象バース 船種・船型	参画 水先人数	契約 社数	備考 (第2段階業務開始日および実績等)
東京湾	①東京大井-6/7号 コンテナ船(6万GT以上) ②川崎JFK-EA, EB 大型鉱石船(7万GT以上)	40名	3社	平成21年12月9日 平成22年1月の 実績31隻
伊勢三河湾	①名古屋新日鉄F-11~13 大型鉱石船(7万GT超) ②名古屋、四日市E-1、K-9 LNG船	54名	7社	平成21年12月22日 平成22年1月の 実績28隻
大阪湾	①堺大阪ガス第二工場LNG基地 LNG船(4万GT超)	50名	6社	平成22年2月1日 月間約25隻の見込み
内 海	①和田～東播磨 鉱石船(7万GT以上) ②関崎～部埼 コンテナ船(全長200m以上) ③関崎～苅田 自動車専用船	43名 (第一段階)	—	実施手続中 (対象は7社)

※日本水先人会連合会からの報告による(平成22年2月23日現在)。

【別表2】指名制トライアル事業(第2段階)拡大計画

※日本水先人会連合会からの報告による(平成22年2月23日現在)。

水先区	拡大時期	対象バース	船種・船型
東京湾	2月23日以降	東京区	コンテナ船(6万GT以上)
		横浜区	同上
	7月頃	全 域	撤積船(7万GT以上)
	8月以降	全 域	1万GT以上の水先対象船舶の約30%を目標に拡大を検討
伊勢三河湾	2月25日	全 域	コンテナ船(6万GT超) 自動車専用船(6万GT超)
	8月以降	全 域	全船(4万GT超、検討中)
大阪湾	4月1日	全 域	応募13社(4万GT超)
	7月1日	全 域	全船(4万GT超)
内 海	3月中	全 域	応募7社の次の船舶(4万GT超) LNG船、自動車専用船、コンテナ船、鉱石船
	7月1日	全 域	全船社(4万GT超) LNG船、自動車専用船、コンテナ船、鉱石船

※日本水先人会連合会からの報告による(平成22年2月23日現在)。

整備されることが必要であり、現在は、まず第一に指名制トライアル事業の確実な拡大・促進を図ることが重要であるとの認識の下、指名制トライアル事業を拡大・促進する趣旨から現行の上限額の期限を1年延長し、あらためて1年後に指名制トライアル事業の実施状況及びその効果を勘案して改定することで、各水先区に積極的な取り組みを促したいとの考えを示した。

この方針に沿って、国土交通省は2月22日に現行上限額の期限を平成23年3月31日まで1年延長する旨を公示した。

3. 今後の取り組み

当協会としては、水先制度における指名制を有効に機能させ、水先料金の柔軟な設定を可能とするようなルールの定着が適切な市場環境の整備に向け、是非とも必要であるとの認識から、4水先区におけるトライアル事業拡大の確実な実施を求め、当面、国土交通省とともに履行状況をモニターする。また、適切な市場環境の整備に向け、今後も諸課題に取り組んでいくこととしている。

(企画部:小泉)